

小学校・中学校の適正規模等に関する基準検討項目整理表

文部科学省手引き		基準検討案	明石市校区のあり方についての調査・研究について (平成23年度)
第1章 学校規模適 正化の背景と 本手引の位置 付け	<p>(1) 学校規模の適正化が課題となる背景 小・中学校では、一定の集団規模の確保が望ましく、各市町村の実情に応じて、適正化を検討してきた結果、全体としては5学級以下の小規模校は減少し、標準規模校が増加傾向にある。 【少子化の進展等の状況変化】 今後、年少人口が減少し、小規模校の増加とともに、その課題の顕在化が予想される。 【市町村における検討状況】 検討が進んでいる地域とそうでない地域がある。 小規模校には、個別指導が行いやすい等の利点もあるが、社会性の育成など教育指導上多くの課題があり、地域の実情に応じた検討が求められる。</p> <p>(2) 学校規模の適正化に関する基本的な考え方 【教育的な観点】 学校の果たすべき役割の再確認(児童生徒の能力を伸ばしつつ社会性等の基本的な資質を養うこと) 一定規模の児童生徒の集団やバランスのとれた教職員配置を確保するため、一定の学校規模の確保が重要。 【地域コミュニティの核としての性格への配慮】 小・中学校は教育のための施設であるとともに、地域のコミュニティの核としての性格を有する場合が多い。 保護者の声を重視しつつ、地域住民の理解や協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた議論が望まれる。</p> <p>(3) 地理的要因や地域事情による小規模校の存続 地理的に学校統合が困難な場合や小規模校の存続が必要な場合もある。 その場合には、小規模校のメリットの最大化やデメリットの最小化を進める取り組みが必要。</p> <p>(4) 本手引の位置付け 少子化に伴う学校規模の適正化は全国的な課題であり、①市町村教育委員会が学校統合の適否やその進め方、小規模校存置の場合の充実策等についての検討する際や、これらについて都道府県教育委員会が市町村教育委員会を指導・助言・援助する際の、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめたもの。 手引の機械的な適用は適当でなく、各市町村の主体的な検討のための参考資料。</p>	<p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 基準策定の趣旨・目的 ①明石市内全体でみると児童生徒数は漸減傾向にあり、学級数においても、今後、11学級以下の小規模校の増加が小・中学校ともに予想されており、将来に渡って児童生徒の良好な教育環境を確保するためには、5学級以下の過小規模校の発生していない今から、先を見越して学校規模の適正化に取り組んでいく必要がある。 ②国においても、少子化に対応した学校規模の適正化が全国的に大きな課題と捉え、各市町村が主体的に検討を行う上での参考資料として、平成27年1月27日付で文部科学省より「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(以下「手引」という。)」が示されている。 ③あかし教育プランの基本理念である「地域ぐるみで人を育てる」の実現に向けて、明石市立小・中学校における教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、より適切かつ良好な教育環境を確保するとともに、教育行政の効率的かつ円滑な運営に資することを目的として、学校の適正規模等に関する基準を定める。 ④基準の策定に当たっては、文部科学省の「手引」を参考としながら、明石市における小・中学校の現状や課題を踏まえた上で、今後の児童生徒数や学級規模、通学区域・通学距離、小・中学校の連携・接続、地域コミュニティとの関係など、検討すべき事項、小規模校・過大規模校対策、適正化を進める上での判断基準や留意点等を定めたものである。 ⑤今後、明石市教育委員会(以下「教育委員会」という。)では、この基準に基づき、学校や関係機関と連携のもと、学校規模における教育課題等について、保護者や地域の人々との共通理解を図りながら、適正化の推進に取り組むものとする。</p> <p>(2) 小・中学校の現状と今後の見込み ①明石市の小・中学校数や児童・生徒数は、平成26年5月1日現在、市立小学校28校で児童15,691人、市立中学校13校・8,132人となっている。 児童生徒数のピークは、小学校が昭和56年度の28,551人、中学校は昭和61年度の13,964人で、その後少子化の影響等を受けて減少してきている。 最近では、大久保地域など、住宅開発等により児童数が増加する学校が一部存在するものの、市内東部地域を中心に、市全体では漸減傾向にある。 ②学級規模については、平成26年5月1日現在、小学校では31学級以上の過大規模校が2校と11学級以下の小規模校も2校となっている。また、その他24校のうち6校が各学年とも2学級となっており、今後、学年に単学級が発生する小規模校の増加が危惧される。 一方、中学校においては、過大規模校はなく、小規模校が2校となっている。ただ、今後、小学校同様に生徒数の減少に伴う新たな小規模校の発生も予想されるところである。 以上のことから、将来に渡って児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、先を見越して学校規模の適正化に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(3) 学校規模における課題 ①小規模校のメリット・デメリット 学習活動・生活面、学校運営面等 ②過大規模校のメリット・デメリット 学習活動・生活面、学校運営面等</p>	<p>○明石市の児童・生徒数は兵庫県の新学習システムの学級編制の弾力的な取り扱いに係る研究指定を受け、小学校は第1学年～第4学年が35人、第5学年～第6学年及び中学校が40人である。 ○学校規模に関連する学級数について明石市の状況をみると、小学校の学級数は適正規模(12～18学級)の学校数が28校中16校、適正規模以上である19学級以上の学校数が12校。中学校は適正規模(12～18学級)の学校数が13校中7校、小規模(12学級未満)の学校数が1校、19学級以上の学校数が5校</p> <p>○小規模校のメリットは、児童生徒数が少ないことから一人ひとりにきめ細かな指導が行いやすかったり、人間関係が構築しやすかったりする点。デメリットは、人数の少なから、多様な人間関係を構築したり、考え方に触れたりといった機会が少なくなる点 ○裏返しの関係として、大規模校のデメリット、メリット</p>

小学校・中学校の適正規模等に関する基準検討項目整理表

文部科学省手引き	基準検討案		明石市校区のあり方についての調査・研究について (平成23年度)
<p><b>2章 適正規模・適正配置について</b></p> <p>(1) 学校規模の適正化  <b>【検討の際に考慮すべき観点】</b>                      法令上は、小・中学校とも「12学級以上18学級以下」が標準。ただし、「特別の事情があるときはこの限りでない」。                      12学級を下回るだけではなく、下回る程度に応じて、具体的な教育上の課題を考えていく必要がある。                      学級数に加え、1学級当たりや学校全体の児童生徒数、将来推計なども合わせて総合的な検討を行うこと。</p> <p><b>【基本的視点－(1)学級数に関する視点】</b>                      (学級数が少ないことによる学校運営上の課題)                      児童生徒数や教職員数が少なくなるにより、クラス替えや切磋琢磨ができないなど、学校運営上の課題が生じる恐れがある。                      (教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題)                      配置される教職員数が少なくなることにより、バランスのとれた教職員配置ができないなど、教育活動に大きな制約が生じる恐れがある。                      (学校運営上の課題が児童生徒に与える影響)                      学校が置かれた諸条件により大きく異なってくるが、社会性の養成や人間関係の固定化など、児童生徒に影響を与える恐れがある。                      (望ましい学級数の考え方)                      小学校では、複式学級を解消するため、少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)が必要。全学年でクラス替えが可能で、学級を超えた集団の編成や同学年に複数教員を配置するため、1学年2学級以上(12学級以上)が望ましい。                      中学校でも、同様の理由から、1学年2学級以上(6学級以上)が必要。                      免許外指導をなくし、全授業で教科担任による学習指導を行うため、9学級以上の確保が望ましい。</p> <p><b>【併せて考慮すべき視点－(2)学級の児童生徒数及び学校全体の児童生徒数】</b>                      学校規模の適正化の検討には、学級数と併せて、学級や学校全体の児童生徒数を考慮する必要がある。                      (学級における児童生徒数(学年単学級の場合))                      単学級の学年については、学級規模(1学級の児童生徒数)の考慮が極めて重要。                      複式学級の解消も極めて重要な課題だが、一方で、学級規模が小さくなりすぎることの教育上のデメリットも勘案した上で、総合的な判断が必要。                      (学校全体の児童生徒数)                      検討には、学級数だけでなく、学校全体の児童生徒数やその将来推計に基づき、具体的な課題を明らかにすることが必要。</p> <p><b>【学校規模の標準を下回る場合の対応の目安】</b>                      &lt;小学校&gt;  <b>【1～5学級:複式学級が存在する規模】</b>                      一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。  <b>【6学級:クラス替えができない規模】</b>                      一般に教育上の課題があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。児童数の状況や、更なる小規模化や将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。統合困難な場合は、5学級以下の場合に準じる。  <b>【7～8学級:全学年ではクラス替えができない規模】</b>                      学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方の検討が必要である。将来的に複式学級発生の可能性が高い場合は、6学級の場合に準じる。  <b>【9～11学級:半分以上の学年でクラス替えができる規模】</b>                      学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方の検討が必要。</p>	<p><b>2 基準項目</b></p>	<p>(1) 学校規模                      児童生徒の学習活動、集団生活や教育指導面等を考慮し、小・中学校における良好な教育環境を確保するため、市立小・中学校の望ましい学校規模(以下「適正規模」という。)を、以下のとおりとする。                      ①小学校の適正規模は、12学級～24学級とする。                      ②中学校の適正規模は、9学級～24学級とする。</p>	<p>小学校、中学校ともに「12学級～24学級」                      小学校 12学級～24学級                      ○1学年あたり学級数 2～4学級                      ○児童数計：440名～880名                      *1～4年生35名/学級、5・6年生40名/学級                      中学校 12学級～24学級                      ○1学年あたり学級数 4～8学級                      ○生徒数計：480名～960名                      *40名/学級</p>
	<p><b>3 適正化方策</b></p>	<p>(1) 小規模校対策                      子どもたちの良好な教育環境の確保を目的として、以下の対策により、小規模校の解消等を図る。また、状況に応じて、複数の対策を組み合わせる。                      ①通学区域の変更                      隣接学校の通学区域の一部を小規模校の通学区域に編入する。                      ②調整区域の設定                      隣接学校等の通学区域の全部又は一部について、希望により小規模校への就学を認める区域とする。                      ③学校の統合                      小規模校を隣接する学校と統合する。統合の基本的な進め方等は以下のとおりとする。                      ④その他                      ⑦小・中一貫校                      小規模な小学校と中学校を統合し、小・中一貫校として編成し、市内全域から入学希望者等を受け入れる。                      ⑧学校選択制                      学校選択制を導入し、他校区からの就学を促進する。対象は、(ア)市内全域、(イ)ブロック制、(ウ)学校・地域限定等から適切なものを設定する。                      ⑨小規模特認校                      小規模校を特色ある教育を実践する特認校に指定し、市内全域から希望者等を受け入れる。</p>	<p>○小規模校、過小規模校の学校規模の適正化に必要な施策の方向性としては、①通学区域の変更を進める。そのうえで、②調整区域の設置を検討する。調整区域の設置によっても小規模化の傾向が進む場合、③学校の統廃合を進める。</p> <p>○また、現況ではなじまないが、他自治体では行われている施策として、「学校選択制」、「施設一体型の小中一貫校」、「小規模特認校制度」などがあり、保護者のニーズや学校関係者の協力体制などを勘案しつつ、今後の動向に合わせて検討を進めることも視野に入れる。</p>
	<p><b>4 適正化の判断基準</b></p>	<p>以下の基準は、小規模校すべてに一律に適用するものではなく、1学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、将来推計に加え、地域・保護者の意見、地域の特性や歴史的な経緯、学校施設・設備の状況や立地条件など、様々な事情等を考慮し、総合的に検討する。                      (1) 小規模校対策                      ①学年単学級が小学校では1～2学年、中学校では1学年となり、地域・保護者等の要望がある場合、対策を検討する。                      ②全学年で学年単学級が半数以上となる場合、今後の児童生徒数の推移を見ながら早期に対策を検討する。                      ③全学年で学年単学級となり、その継続が予測される場合、早急に対策を検討する。</p>	<p>○学年単学級が小学校では1～2学年、中学校では1学年となり、地域・保護者等の要望がある場合、対策を検討する。                      ○全学年で学年単学級が半数以上となる場合、今後の児童生徒数の推移をみながら早期に対策を検討する。                      ○全学年で学年単学級となり、継続が予測される場合、早急に対策を検討する。</p>

小学校・中学校の適正規模等に関する基準検討項目整理表

文部科学省手引き	基準検討案		明石市校区のあり方についての調査・研究について (平成23年度)
<p>&lt;中学校&gt;  <b>【1～2学級:複式学級が存在する規模】</b>                      小学校同様、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。</p> <p><b>【3学級:クラス替えができない規模】</b>                      生徒数の状況や、更なる小規模化や将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。統合困難な場合は、2学級以下の場合を準じる。</p> <p><b>【4～5学級:全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模】</b>                      学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。将来的に複式学級発生の可能性が高い場合は、3学級の場合に準じる。</p> <p><b>【6～8学級:全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模】</b>                      学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、学校規模が十分でないことによる教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方の検討が必要である。</p> <p><b>【9～11学級:全学年でクラス替えができ、同学年での複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模】</b>                      教育上の課題の発生を確認した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。</p> <p>12学級～18学級の標準規模の学校についても、少なくとも今後10年以上の児童生徒数の動向等を踏まえ、児童生徒数の減少による教育条件の悪化や教育課題の顕在化が不可避であることが明らかな場合には、地域の将来像を全体的に構想する中で、時間的な余裕を持って学校統合の適否に係る検討を始めることが有用。</p> <p>この目安は、各市町村が学校統合の適否を検討する際の一つの参考であり、学校規模の標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」とされる弾力的なものであり、実際の判断は、学校設置者である各市町村が、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいて行うべきもの。</p> <p>各市町村において、学校規模の適正化やそれが困難な場合の小規模校の充実策等に関し、保護者や地域住民と丁寧に合意形成を図りつつ、地域の実態を踏まえた方針や基準を定め、具体的な検討を進めていくこと。</p>	<p><b>3 適正化方策</b></p>	<p>(2) 過大規模校対策                      子どもたちの良好な教育環境の確保を目的として、以下の対策により、過大規模校の解消や施設の確保を図る。また、状況に応じて、複数の対策を組み合わせる。</p> <p>①調整区域等の解消                      他校の通学区域からの就学を認める調整区域等の措置を解消する。</p> <p>②通学区域の変更                      過大規模校の通学区域の一部を隣接する学校の通学区域に変更する。</p> <p>③調整区域の設定                      過大規模校の通学区域の全部又は一部について、希望により隣接する学校等への就学を認める区域とする。</p> <p>④既存施設の活用・増築等                      他用途に転用している教室の普通教室への再転用、校舎の増築や新築、仮設校舎の設置などの施設整備により、保有教室数の増加を図る。</p> <p>⑤新設校の設置                      学校を新設し、過大規模校の通学区域を分割する。</p> <p>⑥その他(学校選択制等)                      学校選択制等を導入し、他校への就学を促進する。対象は、(ア)市内全域、(イ)ブロック制、(ウ)学校・地域限定等から適切なものを設定する。</p>	
<p><b>【大規模校及び過大規模校について】</b>                      ①学校の分離新設、②通学区域の見直し、③学校施設の増築のほか、④学校規模は見直さず、教頭の複数配置、学年団の機能を高めるためのミドルリーダー教員の配置、教職員数の増員等により適正な学校運営を図るといった工夫も考えられる。</p> <p>小中一貫教育の導入に伴い、既存の小・中学校を一体化した新たな校舎の建築や、いずれかの既存校舎を活用した一体的な教育活動などの事例も増えてきているが、全体として学校規模が過大となることの課題が生じないよう、具体的な計画を策定・実施するに当たっては十分な教育的配慮を加えることが必要。</p>	<p><b>4 適正化の判断基準</b></p>	<p>以下の基準は、大規模校すべてに一律に適用するものではなく、学年及び学校全体の児童生徒数、将来推計に加え、地域・保護者の意見、地域の特性や歴史的な経緯、学校施設・設備の状態や立地条件等、様々な事情等を考慮し、総合的に検討する。</p> <p>(2) 大規模校対策                      ①特別支援学級を除き、25学級以上で、保有の普通教室の余裕が3教室以下となった場合、今後の児童生徒数の推移をみながら早期に対策を検討する。                      ②特別支援学級を除き、31学級以上で、今後の児童生徒数の増加が見込まれ、普通教室等の不足が予想される場合、早急に対策を検討する。</p>	

小学校・中学校の適正規模等に関する基準検討項目整理表

文部科学省手引き	基準検討案	明石市校区のあり方についての調査・研究について (平成23年度)
<p>(2) 学校の適正配置(通学条件) 学校の配置には、児童生徒の通学条件への考慮が必要。学校の統合は、児童生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等には、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段の確保が必要。</p> <p><b>【通学距離による考え方】</b> 国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内という基準を、学校施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めており、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的。 徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4km以内、中学校で6km以内はおおよその目安として引き続き妥当。その上で、各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩、自転車、スクールバスの導入なども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準設定が望まれる。</p>	<p>2 基準項目</p> <p>(2) 通学区域・通学距離 児童生徒の通学時間や体力面、本市の地理的条件などを考慮し、市立小・中学校の望ましい通学区域・距離の基準を、以下のとおりとする。 ①小学校については、片道概ね3キロメートル以内とする。 ②中学校については、片道概ね4キロメートル以内とする。</p>	
<p><b>【通学時間による考え方】</b> 文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認める場合には、4km、6km以上の統合事例も国庫負担の対象としており、スクールバス等を活用することにより、基準を大きく上回る統合事例もある。 適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できることを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することも含めた判断を行うことが適当と考える。</p> <p><b>【各地域における主体的検討の重要性】</b> 各市町村において、児童生徒の発達段階、保護者のニーズ、通学路の安全確保、道路整備や交通手段の状況、気候条件、学校統合によって生じる様々なメリット、通学時間が長くなることによるデメリットの緩和や解消方策の可能性、学校・家庭・地域・行政の役割分担の在り方などを全体的に勘案して、総合的な教育条件の向上に資する形で、通学距離や通学時間の目安を定め、学校の適正配置の検討を行う必要がある。</p>	<p>あかし教育プランの基本理念である「地域ぐるみで人を育てる」の実現に向けて、児童生徒の良好な教育環境の確保等を図るため、以下について基本的な考え方を定め、推進等を図る。 ①小学校と中学校との連携・接続 小・中学校の9年間における学びの連続性に配慮し、系統的・継続的な教育活動が実践できるよう、小学校と中学校それぞれの特性等を生かした適切かつ緊密な連携に努める。 また、子どもたちが新たな出会いを通じて、さまざまな人や考え方に触れることにより、心身とも健全に成長できるよう、可能な限り複数の小学校から中学校に進学できるように努める。 ②地域コミュニティとの関係 地域における見守り活動やあいさつ運動などを通じて、子どもたちが育まれていることから、学校の運営やあり方の検討に当たっては、地域活動の区域や内容にも配慮する。 本市では、小学校の区域を地域のまちづくりの単位に位置付けており、地域コミュニティにおける学校の役割を踏まえた配置に努める。</p>	

小学校・中学校の適正規模等に関する基準検討項目整理表

文部科学省手引き	基準検討案	明石市校区のあり方についての調査・研究について (平成23年度)
<p><b>3章 学校統合に関して留意すべき点</b></p> <p>(1) 学校統合の適否に関する合意形成</p> <p>【基本的な考え方】 「地域とともにある学校づくり」が求められることを踏まえ、学校統合の適否を検討する上では、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりを含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切。</p> <p>【課題の可視化と共有】 学校統合に向けては、標準規模の学校と比較しての具体的な制約、現状と統合後を比較した場合の教育活動の可能性について、学校全体の児童生徒数や学年単学級の場合の学級規模なども加味しながら、具体的なデータや資料に基づいた十分な情報提供を行うことが必要。</p> <p>【統合の効果の見通しと共有等】 学校統合により期待される効果を見極めた上で、地域や学校の実態を踏まえて統合の適否を判断する必要がある。 統合と判断した場合は、地域や学校が置かれた諸条件の下で、期待する統合効果を最大化するために必要な取組を十分に検討し、地域住民や保護者と共通理解を図りつつ、具体的な計画の立案を行うこと。 学校全体の児童生徒数や学級の児童生徒数にも着目し、具体的に見込まれる効果を分析し、関係者と広く共有する。</p> <p>【統合を行う場合の検討体制の工夫】 地域コミュニティの核としての性格を有する小・中学校の統合の適否の判断は、行政だけでなく、関係者の理解と協力を得て行われなければならない。保護者や地域住民と危機意識や課題認識、将来ビジョンを共有するプロセスが重要。特に、統合によって全く新しい学校づくりを行う場合は、保護者や地域住民が新しい学校に何を望むのか、十分な対話を経て新しい学校の教育目標やカリキュラム編成の基本方針づくりを行うなど、地域と学校が両輪となって学校づくりのプロセスに取り組めることが必要。 適切な検討体制の整備が極めて重要であり、可能な限り保護者や地域住民の意向が反映できる工夫を講じること。統合後の学校に保護者や地域住民から積極的なサポートを得るためにも重要。</p> <p>【首長部局との緊密な連携による検討(総合教育会議での検討等)】 地域コミュニティの核でもある学校の統合の判断は、積極的なまちづくり戦略の一環として行う必要があり、統合を契機とした魅力ある学校づくりのために多額の予算支出を伴う可能性があることに留意する必要がある。特に施設整備は、「公共施設等総合管理計画」等とも調整を図ることが重要であり、学校規模の適正化や適正配置に関する検討は教育委員会と首長との緊密な連携の下で進めることが必要。</p>	<p><b>5 適正化を進める上での留意点</b></p> <p>学校規模の適正化等を進めるに当たっては、児童・生徒数の推移と将来推計、通学区域の経過や現状、今後の開発状況、隣接通学区域との配置関係などを調査・研究するとともに、以下の事項について十分に留意し、調整等を行った上で、それぞれの地域や学校の特性等に応じて慎重かつ適切な対応を図る。</p> <p>(1) 子どもの教育環境への配慮 学校規模の適正化により、子どもの教育環境が低下することがないよう学校の施設・設備の整備等に配慮する。</p> <p>(2) 在籍児童生徒等への配慮 在籍児童生徒の心理面や保護者の事情等を配慮し、通学区域の変更等の場合には、在籍者の従前校への就学や、在籍者の兄弟についても従前校の選択を認める等の対応を検討する。</p> <p>(3) 保護者や地域住民等の理解 学校はもとより、保護者や地域住民等に情報提供や丁寧な説明を行い、課題を共有し、基本的な理解が得られるよう努める。</p> <p>(4) 通学路・通学距離の検証・対応 通学路や通学距離に支障が生じないよう、児童、学校、保護者、地域住民の意見等を踏まえながら、安全対策等を検討、実施する。</p> <p>(5) 準備委員会等の設置 当該地域の学校、保護者、地域住民、市教育委員会等で構成する準備委員会等を設置し、円滑な準備が進められるよう努める。</p> <p>(6) 交流・連携等 通学区域等が変更になる場合には、該当校間で児童、教職員、PTA、地域等の交流事業や連携事業等に取り組み、不安感の解消に努める。</p>	

小学校・中学校の適正規模等に関する基準検討項目整理表

文部科学省手引き	基準検討案	明石市校区のあり方についての調査・研究について (平成23年度)
<p>(2) 魅力ある学校づくり</p> <p><b>【地域との協働関係を生かした学校づくり】</b>                      学校統合や学区の在り方等の検討を機に、「学校運営協議会制度」や「学校支援地域本部」を積極的に導入するなど、地域と学校のより密接な協働関係を構築し、統合校を核とした、旧通学地域の保護者や住民の間に新たな絆を作り、新しい学校を支える体制の構築、新たな地域づくりの推進につながる大きな契機とする。                      統合の検討プロセスから統合対象校に学校運営協議会を設置し、合同協議の場を設け、新たな学校づくりの計画を含め地域の意見を最大限反映させるといった工夫。                      新たな学校で、統合対象各地域の多様な文化・地理・歴史・産業等の教育資源を積極的に活用した教育活動を展開し、地域学習やふるさと教育を充実。大学等の教育機関との持続的なネットワークの構築や学生との交流機会を確保し、学校教育の充実とともに地域全体の活性化にも資する。</p> <p><b>【魅力あるカリキュラムの導入等】</b>                      統合を契機として、地域の未来を展望し、保護者や地域住民のニーズを十分勘案した上で、新たな先進的なカリキュラムの研究開発に取り組む。                      子供の発達の早期化、中1ギャップへの対応、学習内容の高度化への対応、学校の社会性育成機能の強化といった観点から、「小中一貫教育」を導入する市町村が増えており、学習指導面、生徒指導面、教職員の意識改革面等で顕著な成果も報告されている。                      地域の児童生徒数が少ない場合は、小・中学校段階を一体的に捉えて一定の児童生徒数を確保することにより、学校行事の活性化や多様な学習集団の編成、異年齢交流の機会の拡大などにより、小規模校の課題である社会性の育成や切磋琢磨する環境の整備、多様な考え方に触れる機会の確保に大きな効果が期待できる。                      地域によっては、小中一貫教育の導入や小・中学校の接続の高度化に連動させる形で、保幼小等の連携・接続や中・高連携に取り組むことも重要な課題。新たな学校づくりを当該地域の魅力づくりや将来的な発展につなげる観点からは、地域の高校との連携強化を図り、小中高全体での特色あるカリキュラムの導入が考えられる。連携・接続の高度化を図る中で、特別な教育課程が必要になる場合には、教育課程特例校などの制度の活用により、現行の学習指導要領によらない教育課程の編成・実施を考えられる。                      国等における、キャリア教育、食育、道徳教育など様々な研究指定、ユネスコスクールのような国際機関に指定されるもの、教員養成系大学等の指定校など、統合後の新たな学校の教育活動を充実させる観点から、積極的に活用することも考えられる。                      学校統合を教育活動や学校運営の在り方を変える大きな契機として、先進的なカリキュラムの導入を視野に、ICT(電子黒板、実物投影機、児童生徒用PC・タブレット、デジタル教材等)の計画的な導入も考えられる。                      学校事務や校務分掌が変わることを契機として、管理職や教員と学校事務職員等の役割分担の大胆な見直し、校務支援システムの導入、学校徴収金事務の一部を教育委員会が一括担当する方式の導入など、教員が子供と向き合う時間を増加する工夫も考えられる。</p> <p><b>【施設整備面での充実】</b>                      統合に伴い学校施設の新増築又は改修の場合、地域への学校開放を前提としてコミュニティスペースをあらかじめ設けることや、図書館や公民館といった社会教育施設と複合化した施設とすることも考えられる。総合的な学習の時間などをはじめ、地域人材との連携が容易となる効果が期待できるほか、土曜日や休日における社会教育活動に子供たちを参加させやすい環境の整備となる。幼稚園や保育所等との複合化によって保幼小等の連携や接続を一層推進し、小1プロブレムの緩和や、異年齢集団による教育活動の充実を通じた社会性や道徳性の涵養などの効果も見込める。                      まちづくりの総合計画の一環として、児童福祉施設、社会福祉施設、役場施設等と学校施設との複合化も考えられ、総合的な学習の時間やキャリア教育の充実などの効果が期待できる。                      施設の複合化の場合には、教育上の支障が出ないよう、児童生徒が学習に集中できる環境の整備や安全面に十分な配慮をした上で、教育活動の充実の観点を中心として検討を行うこと。                      学校統合は教育環境の充実を第一義として行うものであり、統合後の学校における学習内容や学習形態に応じた施設設備の充実を図ることが必要。校舎を新増築する方法だけでなく、地域住民等にとってなじみの深い既存校舎を、近年の教育内容や方法に適應できるよう改修を施す、学校施設の長寿命化も考えられる。</p>	<p>※ 学校の統合について</p> <p>通学区域の変更や調整区域の設定が実施できない場合や実施によっても小規模校が解消しない場合は、学校の統合について検討を進める。</p> <p>◎統合の対象となる地域</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 小規模校の学校が複数近接する地域</li> <li>② 小規模校と適正規模校が近接する地域(ただし、統合後の学校規模が恒常的に25学級以上(大規模校)となる場合は除く。)</li> <li>③ 小規模化の進行が著しく、教育環境確保のため早急な対応が必要な地域</li> <li>④ 保護者・地域住民からの要望等があり、特別な事情があると判断される地域</li> </ol> <p>◎統合の方法</p> <p>既存の学校施設を活用して統合することを基本とし、既存の学校施設の規模が不足する場合は、施設拡充により対応することも検討する。また原則として、統合に伴う新設校の建設は行わないこととするが、既存の学校施設の建替えの検討が必要な時期が到来している場合は、これも考慮する。</p> <p>◎統合の進め方</p> <p>保護者・地域住民の理解と協力を得られるよう「検討委員会」(仮称)等を設置し、十分調整をする。</p> <p>◎統合時の配慮事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 統合の対象校の児童・生徒及び保護者・地域住民に対しては、対象であることの周知や課題の共有を早期に積極的に行う。</li> <li>② 児童・生徒の教育環境が低下することがないように統合後の学校施設・設備等に配慮する。</li> <li>③ 交流事業や連携・行事等を実施するなど、統合前後の過程において、児童・生徒の心理的負担の軽減に努める。</li> <li>④ 統合により通学路や通学距離に支障等が生じないように、安全対策等について検討し実施する。</li> </ol> <p>◎統合によって生み出される旧学校施設の利活用</p> <p>統合によって生み出される土地、建物については、地域のニーズにも配慮した幅広い視点から、利活用の検討を行う。</p>	<p>◎各学校の現状や国県の動向を見極めながら、将来的な見通しについて随時検討を要する。</p> <p>◎各地域の個別の課題に応じ、保護者や地域住民の理解を得ながら、計画的に適正化を図ることが重要である。</p>

小学校・中学校の適正規模等に関する基準検討項目整理表

文部科学省手引き	基準検討案	明石市校区のあり方についての調査・研究について (平成23年度)
<p>(3) 統合により生じる課題への対応</p> <p><b>【スクールバス等の多様な交通手段の導入に伴う課題への対応】</b>          徒歩の減少に伴う体力の低下や肥満の問題について、スクールバス等の導入前と、導入後の歩数の減少幅を可視化し、関係者間で共有した上で、保護者や地域住民とも連携しつつ、必要な対策を検討する。          障害のある児童生徒が、遠距離となり、一人での通学が困難となることも想定される。可能な限り通学時間が短くなるようスクールバス等の経路を工夫するなど、障害のある児童生徒の発達の段階や、障害の状態・特性等を考慮する。</p> <p><b>【通学路の安全確保に関する対応】</b>          統合に伴い徒歩や自転車での通学距離が長くなる場合は、不審者による犯罪や交通事故の防止等のため取組の更なる徹底を行う。          ①通学路の安全点検を教職員や保護者で定期的に行い、要注意箇所の把握・周知の徹底、② 集団登下校や保護者等の同伴等、安全な登下校方策の策定・実施、③学校安全ボランティアの養成・配置など、児童生徒を地域全体で見守る体制の整備、④ 警察との連携による登下校時のパトロールの実施、不審者情報等の保護者、地域の関係団体等との情報共有の促進、⑤ 児童生徒に危険予測回避能力を身に付けさせるための教育の充実          市町村長部局の関連部局や都道府県警等とも連携して、スクールゾーンの再設定、カーブミラー、街灯、横断歩道や信号機、防犯カメラなどについても必要に応じて整備を行う。</p> <p><b>【児童生徒にとっての環境変化への対応】</b>          学校統合により学校規模が拡大することに伴い、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、新たな生活に戸惑いが生じることに配慮が必要。統合前にできる工夫を行っておくこと。          学校統合後も、児童生徒の新たな環境への適応を継続的に支援する観点から、必要に応じて、工夫を行う。          特に、障害のある児童生徒に対しては、一貫した支援のため「個別の教育支援計画」等を確実に引き継ぎ、一層きめ細かな配慮が必要な場合もある。</p> <p><b>【地域との関係の希薄化を防ぐ工夫】</b>          学校統合により通学区域が拡大することや、一部の地域で学校がなくなることにより、統合後の学校と地域との関係が希薄化することが懸念される。「学校が関わる地域が広がること」をメリットとして最大限生かす取組の工夫も考える。</p> <p><b>【地域の拠点機能の継承】</b>          地域によって、学校は教育施設だけでなく、防災拠点としての役割を担うことが多い。また、児童生徒の放課後・土曜日等の活動拠点や地域における文化・スポーツの活動拠点としての側面、地域のコミュニティの精神的支柱とも言えるべき側面を持っているところもある。          学校統合の検討に当たっては、児童生徒の学習の場としての機能を高める教育的な観点を第一に、その上で、仮に学校を統合した場合、当該学校と地域住民とのつながりや、当該学校の多様な機能を地域社会においてどのように維持・発展させていけるのか等について、丁寧な議論が必要である。          廃校施設等の利用については、学校に代わる地域コミュニティのための施設として活用する観点から、まちづくりの総合戦略の一環として、その在り方を積極的に検討する。廃校施設等の地域づくりへの活用は、総合教育会議等の場を通じて、首長部局と教育委員会がよく話し合い、連携していくことも重要。</p> <p><b>【統合に伴う諸事務の計画的な実施】</b>          教育委員会と統合予定の学校においては、統合に伴い学校教育活動に支障が生じないよう、必要な事務をあらかじめリストアップし、教育委員会と学校の間や学校内部の教職員間で役割分担をして計画的に対応すること。教育委員会に統合準備の担当者を増強し、学校負担を大きく軽減した事例や、統合対象校に検討委員会と校務分掌に対応した専門の部会を設けて効率的な処理を行った事例もある。</p> <p><b>【統合の成果・課題の可視化】</b>          統合により新たな学校づくりを行う際には、統合によって期待される効果がどの程度実現しているか、また想定された課題がどの程度改善又は解消されているかについて継続的に評価し、取組の強化や改善につなげるとともに、その状況を保護者や地域住民への説明に活用できるよう、あらかじめ方法を講じておくこと。</p>	<p>6 その他</p> <p>(1) 計画的な推進          この基準に基づき学校規模の適正化等を推進するにあたっては、児童・生徒やその保護者、さらには地域に密接した重要なことであり、市民ニーズ等も踏まえつつ、中期的な視点で計画的に実施していくものとする。          また、住宅建設の動向など児童・生徒数を変動させる諸要因を見極める必要があるため、毎年度の就学年齢人口を推計し、明石市立学校通学区域審議会において、審議等を行う。</p> <p>(2) 情報の提供          小・中学校の通学区域に関する情報は、児童・生徒やその保護者にとって重要な情報であり、また、学校は、地域と深く関わり、地域のまちづくりの拠点として、また、災害時の避難場所となるなど重要な要素となっている。          今後とも、教育委員会のホームページなどを通じて情報提供に努めるとともに、学校規模に関する諸施策など、保護者をはじめ広く市民に周知するため、一層積極的な情報の提供を推進する。</p> <p>(3) 通学区域等に関する相談対応等          教育委員会において、通学区域や就学等に関する相談窓口について、一層の周知を図るとともに、個別相談等に適宜対応していく。</p> <p>(4) 基準の見直し          市内の各学校の児童生徒数の推移や今後の推計、社会状況等を踏まえた市民ニーズ、学校教育制度に係る国や県の動向等を見極めながら、必要に応じてこの基準の内容等を見直すこととする。</p>	

小学校・中学校の適正規模等に関する基準検討項目整理表

文部科学省手引き	基準検討案	明石市校区のあり方についての調査・研究について (平成23年度)
	<p>(4) 地域の大学等との連携 近年、大学等の高等教育機関には、地域の課題解決に資する人材や情報・技術が集まる地域コミュニティの中核的存在としての機能強化を図り、地域を志向した教育・研究・社会貢献を進めることが期待されている。 学校の小規模化に伴う課題の可視化、魅力ある学校づくり、統合により生じる課題への対応を含め、少子化に対応した活力ある学校づくりやそれと連動した形での地域コミュニティ全体の活性化は、地域の最重要課題の一つであり、地域コミュニティの中核的存在としての大学等の知を生かすことも考えられる。 各市町村においては、地域の実情を踏まえ、その地域に所在する大学等と連携し、個々の研究者が持つ知見の積極的な活用はもとより、連携協定などにより、学校規模の適正化や小規模校を存続させる場合の活性化策も含め、活力ある地域コミュニティを作り出す観点から、大学等の持つ知や学生集団が持つ力を最大限活用することも考えられる。</p>	
<p>4章 小規模校を 存続させる場 合の教育の充 実</p>	<p>(1) 学校統合を選択しない場合</p> <p>(2) 小規模校のメリット最大化策 【少人数を生かした指導の充実】 【特色あるカリキュラム編成】</p> <p>(3) 小規模校のデメリット緩和策 【社会性の涵養、多様な考えに触れる機会の確保】 【切磋琢磨する態度、向上心を高める方策】 【教職員体制の整備等】 【リソースの有効活用】</p>	
<p>5章 休校した 学校の再開</p>	<p>(1) 再開に向けた取組の工夫 【学校選択制の部分的導入】 【区域外就学の促進】 【施設の維持管理及び活用方策】</p> <p>(2) 再開後の小規模校の活性化 【小規模校のメリット最大化、デメリットの最小化】 【特別な教育課程の編成】 【国における支援メニューの活用等】</p>	
<p>6章 都道府県の 指導・助言・援 助の在り方</p>	<p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(2) 適正規模・適正配置に関する支援 【基準やガイドライン、手引等の策定】 【情報提供機能の強化】 【カリキュラム開発への支援】 【財政面・人事面での支援】</p> <p>(3) 統合困難な小規模校への支援の充実 【教職員配置の充実】 【教職員研修の充実】 【モデル事業の実施】</p>	